

令和7年3月17日 現在

## スマートネット支店取引規定

本規定は、お客さまとさがみ信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）スマートネット支店（以下、「当店」といいます。）との間で取引を行う場合の取扱いを定めたものです。当店と取引を行う場合は下記条項のほか、別途当金庫が定める各取引規定が適用されることに同意したものとします。

### 第1条（本規定の適用範囲）

本規定は、「さがみ信用金庫アプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）から開設した当店の普通預金口座のほか、当店との間で行われるすべての取引（以下、単に「取引」といいます。）について適用されます。

### 第2条（取引の制限等）

1. 預金口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認めた場合、当金庫は予告なしに取引を制限、停止、解約を行うことがあります。
2. お客さまの責に帰すべき事由によってお客さまの所在が不明になった場合（当金庫所定の期日までに当金庫にご連絡がない場合、届出の住所に送付した通知が不着として当金庫に返戻された場合および届出の電話番号等へ連絡がとれない場合を含みます。）、当金庫は取引の全部または一部を制限し、または口座を解約することがあります。これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
3. 前2項に定めるいずれの取引制限についても、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。
4. これらを実施した理由についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

### 第3条（取引の開始）

1. 当店へ取引の申込みができるお客さまは、次の各号すべてに該当する方とします。
  - (1) 当金庫指定地域に居住・勤務されている方
  - (2) 当金庫に預金口座をお持ちでない方
  - (3) 15歳以上（中学生不可）の個人の方
  - (4) 運転免許証または個人番号カードをお持ちの方
  - (5) 日本国籍の方
  - (6) 税法上の居住地国が日本のみの方

- (7) 税務上の米国人（米国市民（米国籍保有者）または米国居住者）に該当しない方
  - (8) 外国の要人等（外国の政府等に類する機関で重要な地位についたことがある、またはそのご家族）に該当しない方
  - (9) 成年後見制度をご利用されていない方
  - (10) 少額貯蓄非課税制度（マル優）をご利用されない方
  - (11) 開設した口座を事業用に使用しない方
  - (12) 反社会的勢力に該当しない方
2. 当店との取引は、お客さまが本規定を承認し、普通預金口座の開設およびICキャッシュカード（以下、「カード」といいます。）の発行を行ったうえ、当金庫が所定の手続きを完了した場合に開始されるものとします。
3. 当店以外の当金庫本支店から、取引店の変更をすることにより本店と取引を開始することはできません。

#### 第4条（印章の届出）

本アプリからの申込みにより開設された口座については印章の届出を不要とします。

#### 第5条（法令上の義務の履行）

- 1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律および関係法令（以下、「犯収法等」といいます。）に定める取引時確認が必要な取引を行う場合、犯収法等で定める方法による取引時確認をさせていただきます。
- 2. 前項の取引時確認が行えないときは、取引の謝絶、取消、停止、解約などの措置を行うことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

#### 第6条（当店との取引方法）

- 1. お客さまは本規定に基づき、次の方法で本店と取引を行うことができます。
  - (1) お客さまは、別途「さがみ信用金庫インターネットバンキング（個人）」（以下、「インターネットバンキング」といいます。）の契約を行い、インターネットバンキングで可能な取引ができます。
  - (2) お客さまは、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（以下、「ATM等」といいます。）でカードを使用して行う普通預金に係る現金の預入れ、払出しおよび普通預金からの振替による振込、その他カードで可能な取引ができます。
  - (3) 現金自動預入払出兼用機の預入れ、払戻し限度額を超える金額の取引が発生する場合は、預金名義人の意思による申し出であることの確認を行ったうえで取扱いします。
  - (4) 当金庫の営業店窓口での預金口座に係る預入れ、払戻し等取引は原則としてできま

せん。

#### 第7条（ATM等の故障や通信機器またはコンピューター等の障害時の取扱い）

1. 停電、故障等により当金庫のATM等で当店との取引ができない場合、あるいは通信機器、回線またはコンピューターの障害等によりインターネットバンキングによる取引ができない場合には、当店以外の当金庫本支店の窓口で同営業時間内に限り、当金庫所定の方法で預金の預入れ、払戻しおよび預金からの振替による振込をすることができます。
2. 前項の理由により当金庫のATM等またはインターネットバンキングによる取引ができない場合には、当金庫のサービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

#### 第8条（振込等の取扱い）

1. 振込の依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること（以下、「訂正」といいます。）、または依頼を取りやめること（以下、「組戻し」といいます。）はできません。
2. お客様の指定する振込先口座への入金ができず振込先口座のある金融機関（以下、「振込先金融機関」といいます。）から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。なお、この場合、振込手数料は返却いたしません。

#### 第9条（マル優の取扱い）

当店は、少額貯蓄非課税制度（マル優）の取扱いはしません。

#### 第10条（解約）

1. 取引を解約する場合には、営業店窓口にて、当金庫所定の手続きを行ってください。  
なお、お手続きに不備がある場合または手数料が未払いなどの場合は、取引を解約しないことがあります。
2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はお客様に事前に通知することなく、当店との取引を直ちに停止し、または解約することができるものとします。なお、通知することにより取引を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - （1）本規定その他当金庫が定めた各規定に違反した場合
  - （2）取引時に虚偽の申告をした場合
  - （3）取引に関する諸手数料の支払いが延滞した場合
  - （4）相続の開始があった場合
  - （5）支払の停止、破産または民事再生手続開始の申立がされた場合
  - （6）お客様の責に帰すべき事由によってお客様の所在が不明になった場合

- (7) 取引の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または取引の名義人の意思によらずに取引が開始されたことが明らかになった場合
- (8) 取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (9) 法令に基づく取引の停止、解約の事由が生じた場合
- (10) 前各号のほか、取引の停止、解約を必要とする相当な事由が生じた場合

3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は取引を停止し、または解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- (1) お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他①から④に準ずる行為
- (4) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合は、普通預金規定に準じて取扱います。

#### 第11条（諸手数料）

1. 残高証明書発行手数料、カード再発行手数料その他取引後に支払う諸手数料は、当店の普通預金から払戻請求書等の提出なしに引落します。
2. 当金庫が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定内容または新設内容を当金庫ウェブサイトに掲載することにより告知します。

#### 第12条（通知等）

1. 当金庫からお客さまに対する通知および告知は、当金庫所定の方法により行います。
2. 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着したとき、到着しなかったときまたはお客さまが到達を妨げたときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第13条（取引内容の記録）

当店とお客さまの取引上の記録は書面、電磁的記録等で行い、所定の手続きにより作成された記録は、これを正当なものとして取扱います。

#### 第14条（個人情報の取扱い）

当金庫は、お客さまの個人情報を当金庫のウェブサイト上に掲載する「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」に従い取扱います。

#### 第15条（届出事項の変更等）

1. 氏名、住所、電話番号、勤務先その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。この変更の届出は当金庫の変更手続きが完了した後に有効となり、変更手続きの前に変更が行われなかったことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
2. 当店以外の当金庫本支店に取引があるお客さまは、別途当金庫本支店窓口での手続きが必要となる場合があります。
3. 届出の住所・氏名あてに送付した通知または送付書類が不着として当金庫に返戻された場合、当金庫は以降の通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付書類について当金庫は保管責任を負いません。

#### 第16条（喪失の届出）

1. カードを失ったときは、直ちに当金庫へ届出するとともに、当金庫所定の手続きを行ってください。
2. 暗証番号等を漏えい、紛失等により第三者に使用されるおそれが生じた場合、直ちに

当金庫へ届出てください。

3. 前2項の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### 第17条（免責事項）

1. 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取引を行ったうへは、暗証番号等に偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、「キャッシュカード規定」および各取引規定により、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、一定の基準により本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
2. 送付上の事故等当金庫の責によらない事由により、第12条での通知、告知または書類等が延着もしくは到着しなかった場合または第三者が通知、告知または書類等の内容を知り得た場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
3. 通信不通、停電、故障等当金庫の責によらない事由により、インターネットバンキング、ATM等の障害で取引ができない場合または取引に関して当金庫から送信した情報の表示が遅延もしくは不能となった場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
4. 災害、事変もしくは著しい社会変動等当金庫の責によらない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引が遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### 第18条（譲渡、質入れ等の禁止）

預金、カード、取引契約上の地位その他取引にかかるいっさいの権利等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

#### 第19条（準用規定）

1. 本店との取引において、本規定に定めのない事項については、当金庫が定めた各種預金規定および各種取引規定等により取扱います。
2. 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。
3. 当金庫が定めた各規定等は、当金庫ウェブサイトへの掲示により告知します。

#### 第20条（取引・サービス等の変更）

当金庫の都合により、当店で取扱う取引の種類、サービス、金利、手数料等の内容を変更することがあります。その場合は、当金庫ウェブサイトへの掲示により告知します。

## 第21条（既定の変更）

当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

## 第22条（準拠法および管轄裁判所）

1. 当店との取引の契約準拠法は、日本法とします。
2. 当店との取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上